

弘前市宿泊税条例（案）の概要

第1条 目的

「弘前の自然、歴史、文化、伝統など地域資源の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する経費に充てるため」とし、宿泊税は特定の目的のために課税する目的税です。

第2条 定義

- 1 「旅館業」とは、旅館業法第2条第1項に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業のうち、下宿営業を除きます。
- 2 「住宅宿泊事業」とは、住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する旅館業法第3条の2第1項に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数として国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより算定した日数が1年間で180日を超えないものをいいます。
- 3 「宿泊施設」とは、旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいいます。
- 4 「宿泊」とは、旅館業法及び住宅宿泊事業法において、「寝具を使用して宿泊施設を利用すること」とされていることから、本条例においてもこれに基づいています。
- 5 「宿泊料金」とは、宿泊の対価として支払うべき料金であって、宿泊者が宿泊に関して宿泊施設に支払うべき金額（当該宿泊に対する補助金、助成金その他これらに類するものとして宿泊者以外の者から当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき金額を含む。）から次に掲げる額を除いた金額を想定しています。
 - (1) 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用その他これらに類する行為の対価に相当する額
 - (2) 消費税、地方消費税その他の税に相当する額
 - (3) その他市長が宿泊の対価としての性質を有しないと認められるものに相当する額

第3条 納税義務者等

宿泊税は、宿泊施設で、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、宿泊者に課税されることとなります。

第4条 課税免除

市内の幼保施設、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校（高等部を除く）に在籍する幼児、児童及び生徒で、学校等の主催行事に参加する者（引率者を含む）は、宿泊税の課税が免除されます。

第5条 税率

宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき200円となります。宿泊料金による免税点は設けておりません。

第6条 徴収の方法

徴収方法は、特別徴収となります。

※特別徴収とは、特別徴収義務者(宿泊事業者)に納税義務者(宿泊者)から宿泊税を徴収していただき、徴収すべき宿泊税を市に納入してもらう方法です。

第7条 特別徴収義務者

宿泊施設の旅館業又は住宅宿泊事業を営む者、宿泊税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者として指定します。特別徴収義務者は、納税義務者である宿泊者から宿泊税を徴収し、指定期日までに宿泊の総数、宿泊税額などを申告し、納入することとなります。

第8条 特別徴収義務者の申告等

旅館業等を営もうとする者や特別徴収義務者は、新設、異動、休止、再開又は廃止した場合に申告等が必要となります。

この場合、弘前保健所生活衛生課に旅館業法又は住宅宿泊事業法に基づく手続きも必要となります。

第9条 納税管理人

第10条 納税管理人に係る不申告に関する過料

賦課徴収事務の円滑な実施のため、他の税目と同様に、特別徴収義務者は市内に住所等が無い場合は、納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有する者を納税管理人として定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に市へ申告が必要となります。

なお、正当な理由がなく申告しなかった場合は、10万円以下の過料が課される場合があります。

第11条 減免

天災など特別の理由がある場合、必要と認める者について、宿泊税を減免します。

第12条 申告納入

特別徴収義務者は、徴収した宿泊税を原則毎月末日までに前月分を申告納入することとなります。

なお、特別徴収義務者の申告納入手続きの負担軽減のため、申告納入額が規則で定める金額以下の場合など一定の要件を満たす場合は、3か月分をまとめて申告納入できる特例を設けています。

(一定の要件)

- 1 申告納入すべき宿泊税額が、申請書を提出した日の属する月の前12月間における宿泊施設ごとの合計額が120万円以下であること。
- 2 申請日において、特別徴収義務者となった日の属する月の末日から1年を経過していること。
- 3 申告納入期限の特例承認の取消しを受けた者にとっては、当該取消しの日から1年を経過していること。

- 4 対象期間において、宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。
- 5 申請書を提出した日の属する月の前12月間において、特別徴収義務者が市税を滞納していないこと。
- 6 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の確保に支障がないと認められること。

第13条 不足金額等の納入の手続

申告後の更正などによる不足金額等があった場合の加算金等の手続について規定しています。

第14条 納入義務の免除又は徴収不能額等の還付

特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収することができなくなったことに正当な理由がある場合など、申請に基づき、市長が認めた場合は納入義務を免除することを定めています。

(納入義務の免除、還付となる理由)

- 1 宿泊者や旅行会社が破産、整理等の法的手続に入り支払不能となったため、税金を受け取ることができなくなった場合
- 2 納税者が死亡、失踪、行方不明や刑の執行を受けたために税金の支払ができなくなった場合

第15条 特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等

特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税額等を記載し、5年間保存することを定めています。

また、宿泊の際に作成される売上傳票等で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊税額等が記載された書類を2年間保存することを定めています。

いずれも電磁的記録も可能としています。

第16条 帳簿及び書類の電磁的記録による保存等

本条例第15条の帳簿や売上傳票等については、最初の記録から一貫して電磁的記録の備付け及び保存をもって行うことができます。

会計ソフトやエクセルで作成保存されたものなどを想定しています。

第17条 帳簿及び書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等

本条例第16条の電磁的記録に加え、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存も行うことができます。

電子計算機出力マイクロフィルムとしては、電磁的記録をPDFに出力しマイクロフィルムで保存するなどが想定されます。

詳細については、国税庁の「電子帳簿保存法一問一答Q&A」をご参照ください。

第18条 地方税に関する法令の規定の適用

電子計算機を使用して作成する関係帳簿及び関係書類の保存方法等の特例については、地方税に関する法令の規定が適用されることを定めています。

第19条 間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税

宿泊税は、地方税法施行令において条例で定められる法定外目的税であること、また、徴税吏員による搜索及び差押等について、地方税法における夜間執行の制限を受けない地方税であることを定めています。

第20条 弘前市行政手続条例の適用除外

市税である宿泊税の賦課徴収に関する処分などについて、行政手続条例の適用を除外し、市税条例の例によることとしています。

第21条 賦課徴収

市税である宿泊税の賦課徴収について、地方税関係法令やこの条例に定めるもののほか、弘前市税条例の規定によることとしています。

第22条 使途の公表

宿泊税の使途などを毎年度公表します。

第23条 委任

本条例に定めるもののほか、条例施行に関して必要な事項は規則で定めることとしています。

第24条 帳簿の記載及び書類の作成義務違反等に関する罪

第15条で規定されている帳簿への記載や売上伝票などの記載が正当な理由がなく行われていない場合、虚偽の記載や書類作成が行われていた場合、または隠蔽した場合は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金が科されます。

附則 施行期日等

1 附則第1項では、本条例の施行期日は規則で定めることとしています。

地方税法において法定外目的税の新設変更の手続きとして、総務大臣に対し協議を行い、その同意を得なければならないこととされており、さらに宿泊者や宿泊事業者等に対する宿泊税の導入目的、使途、税率などの丁寧な説明や意見聴取、周知活動、宿泊事業者へのレジシステムなどの整備、改修等の事前準備に係る十分な期間が必要であり、施行期日については今後決定していくものとなります。

また、施行期日までに特別徴収義務者としての申告書の提出や納税管理人の申告等の手続きなど経過措置や準備行為も必要であることから、附則第3項から第5項までの規定に限り、公布の日より施行することを定めています。

- 2 附則第2項では、宿泊税は条例施行日以後における宿泊について適用されることを定めています。
- 3 附則第6項では、宿泊税に係る制度は条例施行後5年ごとに社会経済情勢の変化などを勘案し、検討の結果、必要と認める場合は所要の措置を講じることとしています。